

第6回国土交通省独立行政法人評価委員会
住宅金融支援機構分科会

議 事 録

日時：平成20年7月28日（月）15：00～17：00

場所：中央合同庁舎第3号館11階特別会議室

【瀬口民間事業支援調整室長】 お待たせいたしました。それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから第6回国土交通省独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室長の瀬口でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、分科会委員8名のうち、浅見委員、深田委員、及び吉野委員におかれましては所用によりご欠席でございますが、5名の委員の先生方のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定める会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを、まずご報告させていただきます。

次に、本日の分科会の公開についてですが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則により、独立行政法人の業務の実績の評価に関する件と、それを踏まえて決定することとなっておる役員退職金に係る業績勘案率に関する案件は非公開となっております。したがって、本日の議事のうち、議事(1)の「平成19事業年度業務実績評価(第2回)について」及び議事(2)の「役員退職金に係る業績勘案率(案)の決定について」につきましては、共に非公開とさせていただきます。なお、写真撮影につきましては、冒頭の住宅局長の挨拶までとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧がございます、議事次第の下に配付資料一覧という形でつけさせていただきますが、直前にお配りしましたのが資料1でございます。以下、本体資料といたしまして、資料1から4、それから参考資料といたしまして、参考資料1-1から参考資料3まで、それから資料番号がついておりませんが、カラーコピーで住宅金融のあり方に係る検討会第一次論点整理要旨と書いたものと、第一次論点整理の本体資料をお配りさせていただきます。

資料に欠落等ございましたら、会議の途中でも結構でございますので、事務局までお知らせいただければ、資料の補てんをさせていただきます。

あらかじめお断りさせていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、本日の議事を非公開といたしますことから、資料につきましても、扱いは非公開とさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、国土交通省、和泉住宅局長より一言ご挨拶を申し上げます。

【和泉住宅局長】 和泉でございます。

本日は、村本分科会長をはじめまして、前回に引き続きまして第6回住宅金融支援機構分科会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今、事務局から話がありましたように、本日は平成19年度の業務実績評価と役員退職に関する業績勘案率の決定が審議事項でございます。19年度の業務実績評価につきましては、前回のご審議におきまして、機構の業務の柱でございます証券化支援業務について、実績が必ずしも計画どおりでない、順調でないことから商品性の改善等の余地があるんじゃないかといったご指摘を賜りました。

そこで、そういったご指摘を踏まえまして、座長ともご相談の上、全体の評価を、前回は「順調」と書かせていただいておりますが、それを「概ね順調」と改めた上で、パブリックコメントの手続をしたところでございます。本日は、この案についてご審議賜りまして、分科会としての業務実績評価調書を確定していただくことになります。

また、前回もご説明しましたが、昨年末の独立行政法人整理合理化計画を受けまして、政策研究大学院大学の八田学長を座長といたします検討会を設けまして、住宅金融支援機構のあり方について別途検討してございます。その第一次論点整理がまとめられて、先週公表したところでございますので、参考に配付させていただいております。この分科会での議論を含めて、関係各方面からのさまざまなご意見を踏まえながら、2年間という時間を与えられておりますので、その間にしっかりとあるべき姿を求めていきたいと考えております。

どうかよろしく願いいたします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 それでは、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、報道陣の方、いらっしゃれば、ご退席をお願いいたします。

本日の議事は、お手元にお配りしております議事次第のとおりでございますが、本日の業務実績評価の結果につきましては、後日、国土交通省の独立行政法人評価委員会の木村委員長にご報告、ご同意をいただいた後に、最終的に確定いたします。議事録につきましても、委員にご確認いただきました上、議事要旨と併せて国土交通省のホームページに公表させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。ここからは、村本分科会長、よろしく願いいたします。

【委員】 それでは早速、議事に入りたいと思いますが、最初は「平成19事業年度業務

実績評価」の第2回目ということでございます。前回の会合で、先ほど和泉局長がおっしゃいましたように、多少その修正ということも必要であるということで、資料のとおり、委員の先生方のご意見も踏まえた上での評価調書案というのをパブリックコメントに付しまして、そしてそれを受けて、本日の審議ということになるわけでございますので、その内容について、ご説明を事務局からお願いしたいと思います。

【事務局】 担当専門官をしております●●です。どうぞよろしくお願いいたします。私から説明いたします。

最初に、業務実績評価調書（案）のご説明をする前に、2点ほどご説明したいと思います。

まず1点目ですが、前回の分科会でご了承いただきました平成19年度財務諸表の一部に訂正がございます。大変申し訳ございません、資料2を先にご覧いただければと思います。

前回、財務諸表をお配りしたわけですが、その一部訂正でございます。その中の項目18に、特定関連会社及び関連公益法人等に関する明細がございます。そのうち関連公益法人等と機構との取引の状況について、誤りがございました。訂正箇所は、財団法人住宅金融普及協会の事業収入のうち、機構発注に係る金額・割合について、企画競争・公募と競争性のない随意契約の内訳に、1件129万円について誤りがあったものでございます。訂正をさせていただきます。

次に、また前回の分科会でご質問のありました特定関連会社の資本構成についてご説明いたします。これについては、資料3をごらんいただきたいと思います。法人が3つございます。株式会社エイチ・ジイ・エス、株式会社HS情報システムズ、株式会社住宅債権管理回収機構、これらの株主とそれぞれの所有割合ですが、議決権制限株式を発行している会社もございまして、それを分けてございます。一覧のように整理いたしまして、提出いたします。

続きまして、業務実績評価調書（案）のご説明をいたしたいと思います。

資料1をご覧いただきたいと思います。この資料は、前回の委員会でも評価調書案としてお示したのですが、先ほど分科会長からのお話もあったように、委員会での審議を踏まえて、総合評価を「順調」から「概ね順調」ということに改めて、パブリックコメントに付されたものでございます。

パブリックコメントは、7月11日から7月24日までの14日間、意見募集として行

いましたが、その間、意見はございませんでした。

お配りした評価調書については、大きく2部構成になっております。最初の第1部という前半が、中期計画、年度計画に基づいて、それぞれの項目ごとについて評価したもの、そして2番目として、総合的な評定をしておると、この2部に構成されております。

資料の説明に入りますが、その最初の中期計画、年度計画に応じた項目ごとの説明につきましては、前回お示しした資料との変更箇所を中心にご説明したいと思います。

資料1の15ページをお開きいただきたいと思います。表が4段に分かれておりますが、一番左が中期計画、その隣が平成19年度計画、その隣の数字が書いてある欄が評定結果ということで、1点から5点で評定しております。参考までに、ここの3点というのは、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる、2点が中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる、4点が中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる、このような観点で評定をつけております。その隣の欄が評定の理由でございます。

前回お示しした案との変更箇所は、この15ページの1、中期計画の収支改善の欄でございます。収支改善の(2) 既往債権管理勘定以外の分野ですけれども、評定理由について追加しております。「既往債権管理勘定以外の勘定の単年度収支は124億円の黒字となっており、概ね着実な実施状況にあると認められるが」、変更箇所はこれ以下ですけれども、「機構の主要な業務である証券化支援業務については、当初計画より実績が下回っており」、商品企画の検討を含めて「今後さらなる営業努力が必要である」と、このような理由を付した上で、評価を3から2に変更しております。

なお、前回、委員のご指摘があった投資家への広報活動、情報発信について、「4」という評価をしておったところですが、「4」の評価は変えずに、その結果として証券化支援事業の実績が伸びなかったということで、ここの評価を落とすということで対応しております。

以上が項目ごとの評定結果の変更箇所でございます。

次に、資料の23ページをお開きいただきたいと思います。総合的な評定についてでございます。

まず、業務運営評価につきましては、前回お示しした案では「順調」と示しておりましたのを、「概ね順調」と変更しております。あわせて評定理由を付しております。評定理由を付す理由は、各項目の合計点数を計算いたしますと、101ということで、これを単純

に形式的に当てはめると、100を超えると「順調」という評定になるというのが形式的な対応ですけれども、101であるものの、「概ね順調」という評価をするということなので理由を付しております。理由は、機構の主要な業務である証券化支援事業の実績は当初計画を下回っているため、必ずしも「順調」とは言い切れないためということでございます。

続きまして、総合評価についてご説明いたします。

まず法人業務の実績についてですけれども、ここについては、個別評価で4がついた項目を中心に列記しております。

最初の柱書きですけれども、一般的に業務運営の効率化、業務の質の向上、財務内容の改善等に関し着実に取り組んでおり、項目別の主要な業務実績は以下のとおりということでございます。

まず1点目ですけれども、機構の主要業務である証券化支援業務については、買取型については返済期間に応じた金利設定の導入、保証型については借換融資の対象化、あるいは融資率上限の見直しというような改善を行った結果、それぞれ参入金融機関数、業務提携金融機関数が増えるということで評価しております。

2点目は、保証型について、特に19年度から実質的な業務が始まったにもかかわらず、4機関まで増加しているということでございます。

次の項目ですけれども、一方、多様な手段により投資家向けに情報発信、広報活動を行い、機構の経営状況等に関する情報についても積極的に開示する取り組みを通じて、MBS市場への投資家の新規参入を促していることは、MBS市場の拡大・効率化により、MBS市場を通じ、住宅ローンの貸付原資を安定して調達可能な環境を整備する観点から、評価できるということでございます。

この表現につきましては、前回、委員から表現の適正化のご意見がありましたので、それを踏まえて変更しております。

次の項目ですが、民間では取組みが困難な政策的に重要度の高い災害復興・予防等といった分野については、直接融資により民業を補完する業務を着実に実施したと。あわせて、住宅関連情報提供業務についても、提供内容の充実等を図ったということで評価しております。

次の評価項目が、課題・改善点、業務運営に対する意見等ということで、個別項目では2点をつけた項目を中心に、記述しております。

まず第1点目ですが、これは前回の案から追加した項目であります。機構の行う証券化支援事業の対象となる住宅ローンは長期・固定金利型に限定されるものの、その実績は、当初計画を下回っており、今後さらなる商品性の見直し、営業努力が必要であるということです。

次の項目ですが、民間金融機関による相対低利な長期・固定金利型住宅ローンの安定的供給支援に向けては、規模の経済の発揮、発行方式の合理化等による証券化コストの低減が肝要であるということで、マスタートラストの導入等の発行方式の合理化などの商品性の一層の改善、それによって消費者の利益の増進をさらに図る必要があるということです。

3つ目ですが、住宅融資保険制度については、19年度に整備したモニタリング態勢に基づいて、実際に付保の基準、保証料率の設定等、制度改善を早急に図る必要があるということです。

4つ目の直接融資業務については、融資決定までの標準処理期間内に処理できないという案件が多かったということで、さらなる迅速化に取り組む必要があるということです。

次に、団体信用生命保険業務については、加入者の平均年齢が上昇しており、今後の安定的な制度の維持に向けて保険料の料率のあり方を早急に検討して、必要な見直しを行う必要があるということです。

最後に、その他推奨事例等ということで、中期目標等には位置づけていない項目も含めて、機構の今年度の業務を評価する項目も含めて記述しております。

まず最初の項目ですが、これらは中期目標等には記述してあるところでございますが、組織・業務運営の効率化のうち、一般管理費、人員、人件費に関しては、中期計画を想定しているペースを上回る削減を達成しているということです。

2番目ですが、平成20年にはCS行動指針、内部統制基本方針、このようなものを機構で策定しており、これは先進的な取り組みであり、今後とも顧客満足度の向上、ガバナンスの改善に向けた積極的な取り組みが期待されているということです。

3番目ですが、高齢者が持ち家を賃貸化して他の住宅へ住みかえる場合の民間住宅ローン債権の買い取り要件の緩和、完済時の年齢要件を見直すというようなことを平成20年度から措置するということを決めまして、このような新たなニーズに対応した手法の導入に積極的に取り組んでいると。今後ともこういう取り組みを強化していくことが期待されているということです。

4つ目ですが、個人情報に係る事項の漏洩事案を社会的影響が小さいものも含めて原則すべて公表して、経営に緊張感を持たせているということは評価できると。引き続き再発防止に向けて経営管理体制の一層の充実を図る必要があるということでございます。

以上が、総合評価を含めまして、実績評価調書の説明でございます。

私からの説明は以上です。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見等ございましたら、お願いいたします。どうぞ。

【委員】 資料2の訂正後の数字が、15というのはいくつか16じゃないんですか。合計すると52にしかならない。

【住宅金融支援機構】 端数を丸めてございまして、金額は129万でございますけれども、端数の四捨五入の関係でございます。

【委員】 わかりました。結構です。

【委員】 この決算のものは、資料2は、訂正という処置なんですか、それとも決算書類のこの部分の差しかえをしたんですか。

【住宅金融支援機構】 お答えします。差しかえという形をとらせていただきたいと思いますっております。訂正後差しかえということでございます。

【委員】 他にいかがでしょうか。

前回、ご意見をいただきまして、機構の基本的な部分の証券化支援事業が必ずしも順調ではないということがあって、そこがいろんな影響を与えているんじゃないかと。周りの環境整備についてはいろいろやっておられるけれども、本体の部分がなかなかうまくいっていないんじゃないかというご意見があったというのを踏まえて、先ほどのようなご説明だと理解しておりますけれども。特に、101という値であるにもかかわらず下のランクにするというようなところがポイントになるかと思っておりますけれども。

どうぞ。

【委員】 この内容そのものは、もうパブコメも終わっているということであれば、これでよいと思いますが、あらためて、そもそもこの評価委員会の位置づけがどういうものかということを確認させていただけるでしょうか。従来から目標の達成確認をするだけで、その内容自体に踏み込むといった大それたことをやる委員会ではないと言われているので、あんまり頑張って物を言わない方がいいのかもしれませんが、そうは言っても、業績の評

価をする以上はその結果をメッセージにして、来年度はどうすべきなのかが経営陣に伝わるようにすべきだと思います。

そのときに、証券化支援事業が規模的に計画を下回っているということがマイナスだというのは、金融的な観点からいうと、少しおかしいと思います。長期の固定のビジネスというのはサイクリカル（周期的）なもので、金利環境に実績が大きく左右されます。これに対し、おそらくこの中期計画自体は、住宅金融支援機構が自立して経営をできるためにはこのぐらいの事業規模が欲しいということから逆算して、このぐらい出してくれというような数字を最初に設定し、これを達成できているか見ているだけだと思うんです。でも、マーケットの動きを見る限り、今年35年の固定長期がこれ以上もっと出るべきだったのに努力が足りなくて出なかったのかというと、現場の感覚でいうと、それなりに出ていたというか、この金利環境だったらこんなもんだという気がします。10年固定程度までの民間銀行の商品に比べてかなり金利が高いために魅力が低下していますので、住宅金融支援機構が悪いのではなく、マーケットの環境がそういう環境になっているから出なかったということではないか。そういう意味ではむしろ今年について言えばこんなものかなと。

それからもっと言いますと、来年以降、もっと出なくなると思います。よほど金利環境が変わらないと、来年も似たような話になって、来年の今頃やっぱり出ていないじゃないか、駄目でしたねということと言わないといけないというのが今の環境だと思います。その辺はやる前からわかるんですね、長期固定というのは。そのかわり、金利環境が変わると全く努力しないでも恐ろしく出ることもあります。このため、量で評価するというのは、私は個人的には反対です。

むしろ、なぜ出なかったのかというのをよく要因分析をなされた上で、実際に民業補完が適切に行われていたのかとか、あるいは仕上がりとして、やはり一定の事業規模がないと独立行政法人としてもたないのであれば、そもそも35年の長期固定の証券化支援のみを業務の中核とするだけで大丈夫なのか、ほかにやるべきことはないのかということもそもそも論として考えていただかないといけないと思っています。

この点をなおざりにして委員会として、この数字さえできれば35年長期固定ローンの証券化支援だけで生きていけるはずなんだからがんばれというメッセージを強く出しますと弊害が懸念されます。率直なところ、私も自分の仕事で、機構の支店の方のかなり（いい言葉を使えばですが・・・）積極的な現場での営業のなさり方を見ておりますけども、民業補完に徹すべき公的な主体としては違和感を感じることもあるのです。率直に言って、

ああいう感じでやっていくんだったら、株式会社にしちゃってもいいのではないかとも思いますし、そうなったら、おそらく今の商売だけでは高い配当利回りを維持できないことはかなり明瞭だと思うんです。

ですから、ちょっと長くなって恐縮ですが、今回、計画を下回っているから順調とは言えないというのは、表面的にはそれで結構ですけれども、住宅金融支援機構として、証券化支援業務が市場環境に大きく左右される業務だということをよく認識していただいた上で、そもそも発足の経緯からして今はそれに焦点があたってはいるが、果たしてそれだけでよいのか。もっとやるべきこと、別の形での民業補完のニーズがないのかということをも真剣に考えていただきたい。その上で、証券化支援しかないなら場合によっては業容をもっと縮小して、証券化支援だけで生きていける程度の規模にすべきだし、そうでないんだったら（僕はそうでないと信じていますが）、かなり積極的に次の時代を担う役割というのを提示していただくということが必要だと思います。

ですから、特にこの評定の中でコメントを述べるつもりはありませんけれども、量で評価したということに読める表現になっていることについては、金融の立場から違和感を感じるということを申し上げておきたいと思います。

【委員】 何か事務局でご発言ございますか。

【事務局】 ○○委員のご指摘、我々も非常に考えさせられるところがございます、実は前回のご議論が、中期的に既往債権管理以外のところについて単年度黒字に持っていくと、そのためには、この5年間、その初年度としてどうだったかという議論の中で、まだまだ証券化支援業務が十分ではないのではないかとといったご指摘の流れであったかと思えます。

我々といたしましても、19年度の実績の数だけで評価としてするのは必ずしも正しくはないと思っておりますが、まだまだ証券化支援業務自体につきましても、商品性の向上等で工夫の余地があるのではないかと、そういったご指摘を前回の会議でもいただいておりましたので、まずその部分では一層の努力を期待したいということで、単に数が足りないということではなくて、商品性の向上をまだ図っていただきたいという趣旨で今回、評価を1つ落とした形にさせていただいております。

表現として十分ではなかったかもしれませんが、今回の総合評価のところでも、下回っておるということだけではなくて、さらなる商品性の見直し、そういったことについても検討を進めてもらいたいという趣旨で、今回の評価とさせていただいております。

【委員】 その商品性というのが何を指すのかなど。多分、機構の人に商品性と言うと、何かちょっとした商品を思いつくとか、あるいは追加的にもっと金利を下げるために補助金をくれとか、もっと借り手の信用力の範囲を拡げて貸しましょうとか、そういうことになりがちと思うんです。しかし、最近、住宅機構に申し込む方々のクレジット・プロフィール（信用状況）は明らかに下がってきております。ある意味で銀行で借りられない人を機構に持っていかうという動きが現場ではかなり明確に見てとれますし、こういうことを続けていけば、今度はボディブローのように貸し倒れ率というのが徐々に上昇してくる。私が見る範囲でも実際に延滞率が徐々に上がってきているように思います。しかし、これを嫌って銀行並みの信用審査をするのなら、なぜ機構が必要なのが問題になります。一方、信用力の低い人にも貸してあげて家を買わせるということは、少なくとも新しい住生活基本法の下ではもはや正当化されないだろうと思うんですね。

ですから、ノンリコースというようなことを、何度も申し上げているように、良質な住宅に対して、良質な住宅であるからこそいいローンが出るという仕組みを構築せねばなりません。それも、たまたま資本金をもらえるから優良住宅の金利を引き下げられるということではなくて、ロジカルに考えて良質な住宅は万が一の場合に高い価値が確保されるからそれだけリスクが低いので良い条件のローンが出せるというようなことを研究していかないと、住宅金融支援機構固有のレゾンデートルというのはなくならざるを得ないと思うんですね。現在のレゾンデートルは規模の利益ということで、民間金融機関がそれぞれやるより機構が発行した方がMBSは安くなるんじゃないかと言われておりますけど、これだって実証的にみた場合にどれだけ正しいかは疑問です。暗黙の政府保証どころか、独立行政法人というのは公的主体そのものなんですから、当然、他の民間機関よりもいいレートが出るに決まっているわけです。また、それをひっくり返せば、今、アメリカで問題になっているファニー、フレディーの問題にもなりうるわけです。安く調達できること自体は皆さんの努力でそうになっているんじゃないくて、当然、国民の負担のもとにリスクをとっているから、いいレートが出ているに過ぎない。こうしてみると、ただ商品性の改定という非常に抽象的な言葉で逃げるのではなくて、2年後を踏まえて、相当真摯に新しい役割というのを自ら考えていっていただかないと、公的機関としては生き残れないと思います。

こういう話をすると、いつも機構の方は、いや、私どもは生きろと言われているから生きていくだけのことで、自分で生き残ったりということは許されていないんですみたいなことをおっしゃることがあるんですけども、そういうことだったら、やっぱり僕は株式会

社になった方がいいと思います。やっぱりどう自分が役に立つのかというのを、白カンバスの上で考えるということをやると練習をしないといけません。「中期計画ではこのようでございますので、まあまあやっておりますので、3でよろしいでございますか」ということを続けていても、未来はないと思います。

すみません、ちょっと長々と、申しわけありません。

【委員】 よろしいですか。

我々の判断としては、証券化業務で経常費用六百数十億円を賄うため、このフィーを乗せると、これぐらいのレベルになるといった目標値がないと、これは独立採算としてやっていくことはできないという前提で、それが未達であるということは、やはりもう少し頑張ってもらいたいというメッセージを出さざるを得ないと、こういうことであるわけですから、その中で、商品性の開発というのは、今、〇〇委員が言われたような部分も入ってくるだろうと理解しますし、その中でいろいろなことを考えてくださいよというメッセージを評価としては出したいと私は理解して、原案をつくったわけでございますけども。

どうぞ、お願いします。

【委員】 多分、これで評価確定するでしょうから、2番目の論点はすぐに済むと思いますので、もし時間が許せば、ですけれども、個々にお示しいただいているあり方検討会の点について、少しご説明いただけたらと思うんですね。今、〇〇委員と分科会長もおっしゃられたように、例えば放射線治療をして、がん細胞も死んだけど、その人も死んじゃったということでは、何のための治療なのかちょっとわからないところがありますので、本来どうあるべきかということと、中期目標、中期計画がどの程度齟齬があるのかとか、今後どうなのかということ、我々、評価委員もなるべく情報を得たいと思いますので、もしできましたら、よろしく願いいたします。

【委員】 多分、そのつもりで資料が出ているんだろうと思いますので、簡潔にご説明いただけたらありがたいかなと思いますけど。

【事務局】 評価すべての審議が終わった後の時間でご説明をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

【委員】 どちらでも構いませんけど、よろしいですか、それで。

【委員】 まあ、はい。

【委員】 確定してからにしましょうか。また話が錯綜するといけませんから。

【委員】 はい。

【委員】 すみません、そういうことで、少し話が固まってからにしましょうか。

他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】 まさに先ほど〇〇委員がおっしゃったように、この独立行政法人評価委員会というのは一体何をするかという話なんですけれども、その前提として、独立行政法人というのはかなりの程度まで手足を縛られた存在として、それを所与のものとして、我々は評価をせざるを得ないというのが宿命だと思うんですね。

そういたしますと、さっき〇〇先生がおっしゃいましたように、とにかく最後は一人立ちするようにしてください、それから証券化事業をメインにしてくださいと言って、これが前提だと思うので、それを前提として、我々は評価せざるを得ないとすると、やっぱりもう少し頑張ってくださいと言うしかないんじゃないかと思うんです。

かつ、先ほど〇〇委員がおっしゃったようなことが、私は金融は素人でわからないんですが、もしもあるのであれば、機構さんの方で、きちんとそれだけの立証責任を果たしていただかないと、やっぱりいい点数はつけられないと言わざるを得ないんじゃないかと思えます。

それからもう1つ、これは質問なんですけれども、今の独立行政法人のこの形態をとっている状況で、証券化支援事業の対象となるローンというのが、長期固定金利しかやっちゃいけませんよということは、法律事項なり何なりで縛られているのかどうかという点を教えていただきたいんですけども。

【事務局】 今のご質問にお答えさせていただきます。法律上は、特に長期固定のみといったところが、法律上で縛りがあるという形にはなってございません。ただ、これは証券化支援事業が、そもそも民間の金融機関で住宅ローンを提供される場合に、通常短期の原資を利用されておりますので、長期の貸し出しをする場合のリスクを投資家の方にお渡しするという仕組みで基本的にでき上がってきているものでございますので、そうした観点から、この証券化につきましては、長期固定ローンに絞って推進しているという状況でございます。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 別の話、よろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 人材のところ、必要に応じ、多様な採用方法、雇用形態を活用して、専門性の高い人材を確保するという点について、ちゃんとやっているよという評価をなさっていて、その理由が、研修をやっているということと、外から人を受け入れていると（これは出向ベースだと理解していますけれども）、それで評価できるというように読めます。確かに旧勘定とか災害対策のようなものについてはこれまでの人材で構わないんだと思うんですけども、証券化支援についてみれば、下手な銀行よりもより真剣に市場と正面からつき合っていないといけないという業務ですから、相当の高い専門性が必要です。しかし、こういう人材というのは、サブプライムで大分景気が悪くなって来たとはいえ、多分、機構さんの人事体系の中に収まるような形の給料で満足する人は非常に少ないので、そういう人をとるとなると、二流どころか、三流どころでもなかなか調達できないというのが最近の人材のマーケットだと思います。

そういう意味では、研修をして、機構に入ったときは準役場みたいなところに入ったつもりだった人を教育したら何とかなるというものでもないし、出向者だけでやっていくというのにも限界があるので、やはり人事の体系ってちゃんと書いてありますので、雇用形態を思い切って見直すことが必要ではないでしょうか。民間銀行でも外資系に伍してそうした専門家を雇えるような人事体系を整備するのにやっぱり10年近くかかっています。まして、いわんや独立行政法人の中で、そういう専門人材を処遇できる雇用の体系をつくるというのは、ものすごく困難だと思うんですね。

多くの場合は、役所の方なんかは「無理です」と断言なさる方も多いです。だとするともたないという結論になってしまいます。もしそうなら例えば（株式会社化までは必要ないとしても）独立行政法人の下に子会社として株式会社を設けてそちらに証券化支援業務のような市場性の高い業務と共に人材を移転するとか、ある程度工夫しないといけないのではないかと。あるいは本当に独立行政法人のまま同じことができるのか、そういう研究もなさっていないといけないと思うんですね。

ですから、（私は前回、出席しなかったのですが、あまり物を言っちゃいけないんだと思うんですけど）、この21ページの（4）というポイントは意外ともものすごく重要なポイントだと思っています。この点も評価と絡めていただく必要はないんですけども、マーケットで生きていく機関になるためには、まさに雇用形態そのものが極めて重要な問題なんだということをぜひ認識いただけるといいかなと思います。

【委員】 △△さん、どうぞ。

【住宅金融支援機構】 ○○委員ご指摘のように、これまで直接融資、それも金融機関を通じた代理貸しとか、それからその債権管理という業務を行うということで、職員の大半が採用されて、独立行政法人となったわけです。

ご指摘のように、証券化業務とか、金融機関と同じレベルでのリスク管理とか、それから先ほど○○委員からお話がありましたが、やはりフラット35を、モーゲージバンク、金融機関をお願いして、店頭に並べていただいて、買い取る業務、マーケティングとか、営業とか、思ってもいなかった業務を、独立行政法人になってから職員に課していかなければならないという現実があります。手っ取り早くどういうふうにしていくかということが、職員への研修であるとか、金融機関、あるいは証券会社の方々に、我々の方にアドバイザーとしてお見えいただくということが、とりあえず対応しているところかなと思っています。

現在、公庫から機構に変わることによって、職員それぞれにおいてそういう知識を高めていかなければならないという認識がすごく高まってきたなと思っています。なおかつ、前回も理事長が申しあげましたけれども、それにあわせて、我々自身も、職員をそういう意味で引っ張り上げていかなければいけないとも思っています。

現在、体系をしっかり立てて、何とかご指摘のような証券化支援業務にふさわしい職員を育てている、まさに途上にあると言えます。

ただ、○○委員のお話にありましたように、高い証券化の業務経験を持っている人を、中途採用という形で確保していかなければなりません。が、現在の給与体系の中で、そのような方々をすぐお招きするのはなかなか難しいと思います。ただ、今年からそれを現実のものに近づけるよう少しずつ一步一步やっていきたい。併せて従前の公庫、それから機構の現在の職員の給与体系ではなかなかできないものについては、何らかの形でそのような方々にお見えいただいて、機構に証券化支援業務に関する業務知識等を伝えていただけるような、そういう魅力ある制度づくりについては、ご指摘のようなところを踏まえて、検討しているところでございます。

職員がすぐに証券化の新しい知識を集積し能力を発揮できていないということは十分承知しているところでありますが、そういう中であっても、研修とか、専門の方にお見えいただくというようなことについては、全く問題意識は同じでございまして、これを今年から取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【委員】 あり方検討会の中で、「株式会社にしなさい派」の委員の方々からは同じことを

株式会社でもやれるだろうというご指摘は早々あったものの、なぜ住宅金融を独立行政法人ではなく株式会社形態でやるべきなのかについての積極的な理由付けについてはあまり系統立ててお話しできなかったですし、私はこの点に関する限り消極的に解しているので独立行政法人のままやればよいと思っているんですけど、仮に僕が機構を株式会社にすべきという側で話をするとすれば、おそらく最大の理由をこの人事の体系の問題にしたいと思います。僕が知っているファニーもフレディーも、本当にウォールストリートの一流の人間がトップに立って、そういう人間を使って、フレディーはさらに会計のファームを横に置いてやって、初めてあれだけの複雑な業務をこなせているわけです。ところが機構は、「理事長は事務次官の給料を超えられません、その他の方は絶対に理事長の給料を超えません、職員は当然それより少ないです。」というのではなかなかうまくいかない。おそらく、これからボーナス査定があるんだと思いますけど、これも民間からいうと考えられないような、要するに業績査定が全くないに近いような内容なんではないでしょうか。もし、そうだとするとこれは危ないですね。

ですから、やっぱり株式会社にすべきだという議論が出てくるとと思いますので、それでも最終的には構わないと思いますけれども、そうでないというご主張も強かったように認識していますので、その場合に、次にこういう主張がなされるとき、やはり人事の問題は非常に大きな問題になるというのは意識なさっておいた方がいいと思います。

【住宅金融支援機構】 ありがとうございます。

【委員】 他にいかがでしょうか。

人事の問題はさらっと書いてありますけれども、それだけ裏側にいろいろなことがあるので、ぜひこれからも取り組んでいただきたいと思います。

よろしければ、最初の今問題になっている議事の1番目については、ご了解を賜ったという扱いにさせていただいて、これで進めていただくということになろうかと思いますので、そういう扱いでよろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。

それでは2番目に、今の評価に基づいて、議事の2ですけれども、「役員退職金にかかわる業績勘案率の決定」ということになりますので、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、個別の業績勘案率の案のご説明をする前に、業績勘案率についてということで、そのフレームをご説明したいと思います。

資料ではなくて、参考資料の2-1、2-2、2-3がお手元にあるかと思います、

ごらんいただければと思います。

独立行政法人の役員の退職金につきましては、参考資料 2-1 の閣議決定で基本的なフレームを決めまして、これを受けて、参考資料 2-2 に示すとおり、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が少し具体的な方針を定めまして、別途、並行して、国土交通省独立行政法人評価委員会というのが、参考資料 2-3 というところで業績勘案率の定め方等について規定してございます。閣議決定の内容も含めまして、参考資料 2-3 に網羅的に入っておりますので、参考資料 2-3 でご説明したいと思います。

参考資料 2-3 というところで、国土交通省独立行政法人評価委員会は、以下のとおり決定するというところで、まず基本的考え方として、役員退職金に係る業績勘案率は、国家公務員並みとするという基本的考え方、これは閣議決定でございます。これを踏まえて 1.0 を基本として評価委員会が決定するというところであります。

2、決定の手続、(1) 評価委員会における決定。独立行政法人は、業績勘案率の決定に当たり、当該役員の業績勘案率及びその算定の考え方を記した書類を、当該法人の評価を行う分科会に、この分科会ですが、提出すると。分科会は速やかに審査を行い、業績勘案率を決定すると。これが本日の審議事項でございます。

(2) として、評価委員会は、閣議決定に基づき、この業績勘案率を総務省政策評価・独立行政法人評価委員会へ通知します。

(3) 評価委員会は、業績勘案率を決定したときは、当該役員が所属していた法人に対してこれを通知するとともに、その数字が 1.5 を超える、あるいは 0.5 を下回る場合は、閣議決定に基づき国土交通大臣に通知するというようになっております。

次のページにまいりまして、3、業績勘案率の決定方法でございます。この決定方法は、大きく 2 つの項目に分けて決定いたします。

まず 1 つ目は、法人の業績についてということで、在職期間に係る法人の実績について 0.0 から 2.0 の間で算出します。特に 1.0 を超える勘案率を算出する場合には、通常の業績とは明確に差があること、及びその差を客観的、具体的、明確に説明できなければならないとなっております。

(2) というところで、2 番目の要素ですが、退職役員の個人的な業績についてということで、これは (1) の法人の業績に加減をするものであります。退職役員の個人の実績に応じて、増減の幅を、先ほど加減と申し上げましたが、増減の幅を算出いたします。個人的な業績は、法人の業績と比較して付随的なものであることを考慮して、増減の幅は 0.

2を目安としますと。この増減の幅を設ける場合には、通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって説明できなければならないと。特にその差は、固有の業務に関する個人的な業績でなければならないということでもあります。

(3)で、総合的な決定ということで、(1)の法人の業績に(2)の個人的な業績を加減させまして、0.2を目安に増減させて決定します。この場合、理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定することになりますと。1.5を超える勘案率を決定する場合には、在職期間中に目的積立金を積み立てていることを条件とすると。

このようなフレームのもとで、業績勘案率の案を設定しております。

私からは以上です。

【住宅金融支援機構】 それでは、資料4に基づき、ご説明いたします。

資料4の役員の退職金に係る業績勘案率の案の決定について、今回は平成19年度に退職した2人の役員についてでございます。最初は、資料4の1枚目でございますが、△△前理事についてでございます。2枚目が△△前理事についてでございます。わかりづらい資料で大変申し訳ありませんが、退職役員に関する情報と、それから業績勘案率(案)の決定に関する情報に上段、下段で分かれております。

業績勘案率(案)の決定に関する情報のところをご覧ください。業績勘案率(案)のところの2段目のところに括弧書きで表しておりますとおり、業績勘案率(案)は、法人の業績による勘案率と個人の業績による増減幅により決定される仕組みとなっております。

△△前理事に関しての法人の業績に関する勘案率でございますが、先ほどご議論いただきました平成19年度の業務実績評価は「概ね順調」であり、「順調」の場合には1.0とするところではありますが、ワンランク下の評価ということで、0.9としております。

当該率となった理由のところでは、全般的に業務運営の効率化、業務の質の向上、財務内容の改善等に関し、着実に取り組み、また機構の主要業務である証券化支援業務の市場に占めるシェアも着実に伸ばしているところではありますが、証券化支援事業の実績そのものが当初計画を下回っていることから、0.9としているところでございます。

また、個人業績についてでございますが、これは法人の業績による勘案率からの増減の幅を表しておりますが、ゼロとしております。考慮する事項の理由のとおり、△△前理事は、企画担当理事として平成19年4月の住宅金融支援機構の設立直後の当機構における円滑な業務の執行に貢献するとともに、証券化支援事業の保証型が対象とする住宅ローンの商品性の改善などに精力的に取り組んでまいりましたが、今回の評価の対象となる19

年4月から19年7月において、勘案率を加算するまでには至らないと判断いたしました。

以上のことから、法人の業績による勘案率が0.9、これに個人の業績による増減が0.0、この結果、△△前理事の業績勘案率は0.9としたいという案でございます。

次に、資料4の2枚目の△△前理事であります。

法人の業績による勘案率については、先ほどご説明しましたとおり、△△前理事と同じで0.9でございます。理由も同じでございます。

個人業績ですが、△△前理事は、総務人事担当理事として、職員本俸の引下げや賞与の年間支給月額の引下げを実施し、人件費の削減に精力的に取り組んでまいりました。しかし、今回の評価の対象となる平成19年4月から平成20年3月において、勘案率を加算するまでには至らないと判断しております。

以上のことから、法人の業績による勘案率0.9、これに個人業績による増減が0.0、この結果、△△前理事の業績勘案率は0.9としたいという案でございます。

以上、先ほどの参考資料2-3「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」の2の(1)に基づきまして、役員退職金に係る業績勘案率(案)を分科会に提出いたします。

なお、本日の議事録の上では、実名につきましては、名前を伏せさせていただきようお願いいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。

今のご説明について、何かご質問等ございますか。どうぞ。

【委員】 枠組みだけの、内容はともかくとして、例えば△△さんというのは主として、私の理解では証券化支援をご担当になってきた理事の方ではないかと思いますが、今回、0.9に法人全体の業績がなった理由は、ここに書いてあるとおりだと、証券化支援事業が理由なので、もし退職金というものの評価が個人ごとに行われるのであれば、法人の業績側でも、△△さんの勘案率が0.9よりは下回って、△△さんの方が上がるとかというような微調整が、私の感覚だとあるような気がするんですけども、そういうことではなくて、法人は法人でしか見ないんだから、どこを担当していても、全体が0.9だったらどなたも0.9になるという枠組みだから0.9ということによろしいんですね。

【住宅金融支援機構】 はい、そのように考えております。

【委員】 そうすると、改めて申し上げますが、個人業績は増減とどちらにも行くように書い

てありますが、法人の業績を、そのように△△さんは証券化支援業務に直接携わっていなかったにもかかわらず、きつい言い方をすれば、△△さんなかりせば1.0だったかもしれないということであるにもかかわらず、0.9で割りをくっちゃったということからして、個人業績の側で△△さんのところがむしろ減点事項になるとかということもないんですね。

【住宅金融支援機構】 はい、今のところ、法人業績で対応したいと考えております。

【委員】 いや、上と下で、証券化支援の実績が当初計画を下回っているためと書いてあって、これは単にこのペーパーの一貫性の問題としてお聞きしているんですが、下の方で、証券化頑張ったぞと書いてあって、そうすると、証券化がうまくいかなかった責任者は△△さん以外にいるというふうに読むんですね。

【住宅金融支援機構】 それは法人全体に対する評価だというふうに見ています。

【住宅金融支援機構】 若干、補足させていただきますと、商品企画とか、△△理事が担当してございましたけども、〇〇委員、もうご案内のとおり、マーケットの証券化、MBS市場の関係ですとか、その担当理事もでございます。それから我々の商品について、各金融機関さん、業者さんたちに説明する営業関係の担当の理事もおりまして、あと全体として、何と言ってもトップセールスというのもございまして、理事長以下のそういった営業についての方針も含めた全体の評価だと私どもは認識してございまして、このようにさせていただいております。

【委員】 今後に向けての感想ですが、ご説明そのものはよくわかるんですけど、例えば民間の株式会社で、会社の業績が悪いのは役員全員に責任があるというのはそのとおりなんです。でも、やっぱり所管については結果責任を問うというのが、各々の担当理事の責任だというのが、おそらくどちらかという素直な理解のような気がするもので、ここまで具体的に、証券化というものが理由で減点されたんだとすれば、結果はこれでよろしいんだとは思いますが、もしこんなふうにしかならないんだとしたら、別に資料4は1枚でよくて、何か必ず同じになりますっていうことにしかならないような気がするもので、そこは少し文章の書き方というか流れを、個人的に出すんだとしたらやられた方が、批判を受けにくいのではないかと思います。

枠組みの問題ですから、私にはわからないところがあるので、これで終わります。

【委員】 逆に言うと、先ほどご説明があったんですけども、過去の業績とは明確に差があってよくなるというのはどういうケースなんだろうかというのは、実は知りたいんですよ。証券化という新しいことをやりましたというのは、過去になかったわけだから、明

確に優位な差があるかもしれないと。それを入れたから、そこから先はまた別な話なんですけど、やっぱりちょっとこの辺は、これからますます先々やらなきゃいけないんですけど、明確な差というのは何だろうなというのは、少しどこかに明確な差が、事例があって、こういうのがありますというのがあったら調べてほしいなという感じはしているんですけど、今答えを出す必要は全くないんですけども、将来に備えて、少しその辺、明確な差って何だろうかなというのをちょっと個人的に知りたいと思っています。

他にいかがでしょうか。

確認ですけども、機構になってからの、△△さんの場合は4カ月、それから△△さんの場合、1カ月、その期間についてだけ今の評価ということですね。

【住宅金融支援機構】 △△前理事の場合は1年間です。

【委員】 1年間、△△さんの場合は4カ月、そういうことですね。それ以前はもう済んじゃっていると、こういうことですね。

【住宅金融支援機構】 はい、そうです。

【委員】 よろしいでしょうか。

それでは、この2番目の勘案率についても、原案のとおり承認するという扱いにさせていただきますかと思えます。

それでは、今日の議事については以上でございますので、先ほどございましたもう1つの検討会についてのご説明等、事務局にお任せします。

【事務局】 それでは、別添でお配りいたしました資料に基づきましてご説明いたします。要旨と本体がございますが、要旨を用いて説明をさせていただきますかと思えます。A4横使いの両面コピーの2枚紙です。

住宅金融のあり方に係る検討会第一次論点整理ということで、中間的に論点を取りまとめたものでございます。大きく2部構成になっておりまして、1つは、「住宅金融における公的な役割について」、2つ目が「住宅金融を支援する機関のあり方について」、それぞれ2つの大きな柱について論点を整理しております。

まず公的な役割についてですが、「1 住宅政策と住宅金融について」ということで、住宅政策の観点からアプローチすると、まず住宅は国民生活にとって必要不可欠な基盤であり、居住の安定確保は内政上の大きな課題であると。特に、まだ持ち家率が60%を超えるというような状況の中での課題であるということでもあります。住宅に対する公的関与は、市場を通じた良質な住宅確保のための環境整備と、セーフティネットの措置が柱と。多様

なライフプランに応じた適切な住宅ローンを利用できる環境整備が重要と、このように整理いたしております。

2番目に、「住宅金融における公的関与について」ということですが、まず住宅金融は、民間主体による供給が基本であります。市場機能が円滑に働かない場合等は公的関与が必要であると。具体的には、2番目に書いてありますが、短期資金を原資とすることが一般的な民間金融機関では、相対低利な長期固定ローンの供給は困難ということになっています。現実には、10年超の全期間固定の住宅ローンというのは、全住宅ローンの1割にも満たないというような実態がございます。3番目として、少なくともオープンで効率的かつ厚みのあるMBS市場が民間主体により安定的に運営されるまでの間は、市場に対する公的関与は不可欠ということなのです。

参考までに、アメリカと比較すると、国債の発行残高というのは、アメリカ、日本ほぼ同額であります。MBS市場は日本は米国の100分の1ぐらいの規模だということなところにもあらわれているのが実態であります。

3番目に、「公的関与の手法としての実施機関について」であります。まず、相対低利な長期固定ローンの供給を促すために、現在、証券化により機構が市場をバックアップしておりますけれども、これは合理的な手法であると。こうしたバックアップ機能を担う主体には、安定的に市場から低コストの資金調達が可能で高い信用力が必要であると。3番目に、このような機関は、必ずしも理屈の上では公的機関に限る必要はないわけですが、少なくともバックアップ機能を民間主体でも担い得るようになるまでの間は、公的関与のある機関による対応が必要であるということでもあります。

次のページにまいりまして、大きな柱の2番目ですが、「住宅金融を支援する機関のあり方について」であります。

まず1番目は、独立行政法人、一般論から整理しておりますけれども、住宅金融支援機構の組織形態として独法が選択された理由ということで、国の関与の必要性が高く、必ずしも採算性が高い事業ではないと。一定の裁量が求められることと。様々な状況の変化に日常的に対応していく必要があると、そういう意味での裁量であります。

2番目の「独法見直しに関する主な論点」ということでもあります。これは、昨年夏から昨年末の閣議決定に至る間の見直しの主な論点であります。機構が独立行政法人になった後、三、四カ月してから始まった議論であります。

このときの論点は、企業的組織運営による透明性の高い効率的な運営の実現が必要であ

ること、財政上の国への依存度が低いことから、民営化を含め、組織形態の見直しに関して議論がなされました。

3番目、「組織のあり方についての検討」ということで、国民に相対低利で長期固定のローンを供給するということを必要とすれば、証券化支援を通じて市場を補完する機関は、安定的に市場からの低コストの資金調達を行い得る高い信用力が必要になります。組織形態の検討に当たっては、資金調達コスト、あるいは組織形態を変更する際の信用力の影響に及ぼす要因、あるいは新しい組織形態自体の信用力に影響を及ぼす要因、このような要因を比較する必要があります。

4番目として、「組織形態の変更を検討する際に考慮すべき事項」であります。まず相対低利な長期固定の住宅ローンの供給に必要な規模の利益が十分に発揮された市場機能が民間主導で担えるか、そういう見極めが必要であります。2番目として、組織を変更することによって、かえって資金調達コストが上昇するような発行方式の変更、あるいは既に発行した債券の市場での流動性が低下して売却が困難となるような、こういうような事態は回避する必要があるというのが2番目です。3番目として、組織形態の変更を行う場合には、MBS市場の機能低下を伴うことのないよう、継続して採用可能な発行方式へあらかじめ移行し、指標銘柄としての役割が維持できるようにするなど、十分な、円滑な移行期間を設定すべきであると。

このような論点を整理いたしまして、今後、引き続き検証を進めて、組織形態を含めた機構のあり方を整理していきたいと考えております。

以上が検討会における論点の整理であります。

【委員】 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関して、何かございますか。

どうぞ、お願いします。

【委員】 先ほど〇〇委員が、僕は株式会社化に反対なんですけどねっておっしゃって、だから今のご説明は、何となくさらっとお聞きしたんですが、〇〇先生のそのご意見の根拠だとか、それを踏まえて、先ほど別の立場だったらというふうなおっしゃり方で、別の観点からご意見を出されたんですが、ちょっとその辺、解説していただけたらと思うんですけど。

【委員】 長くなっちゃいけないんですけど、私は参加者だったので、もしかしたら違った意見の方もいらっしゃるかもしれないんですけど、一言だけ。委員会の名前は住宅金融

のあり方に係る検討会って書いてあったんだけど、出てみると株式会社にしちゃいなさいってような議論にばかり話題が行っていた。それはそれでよいのですが、なぜ株式会社にしないといけないかということはほとんど説明がないまま、なぜ株式会社じゃいけないんですかという議論ばかりされちゃって、もう何かなるもんだみたいな議論だったんですね。

僕はそういうアプローチは間違っていると思いました。主としてガバナンスの強化の観点から、株式会社にした方がいいという抽象論ばかりだったのですが、これに対して、その程度の理由で現在のMBSの発行の枠組みを変えると、せっかく長い期間かけて投資家の認知を得られるように育ててきたMBSをまた一から育て直さないといけないし、その過程では条件の悪化を招く恐れもある。どうしても株式会社化すべき積極的な理由が見出せない中では、それはエネルギーのロスなんじゃないでしょうかという強い反論がなされました。

しかし、いずれにしても正面から、これから国として住宅金融支援をどうやっていくんだらうねというのを一からみんなで議論して、その仕上がりの成果に基づいて、それをを行う組織はどうなるべきなのかという議論をするというような会ではなかったと私は理解しています。

そういう意味では、とりあえずは資料のような整理になっていますけど、実態は株式会社化の議論はちょっと待つてよというようなことで終わったというのがここまでの議論で、むしろ2年の猶予があるので、公的に住宅金融の支援というのは、これからの時代どうあるべきかということを改めて議論し直して、その中で、現在の仕組みである証券化支援については主として民間には難しい、あるいは規模の利益が必要な35年の長期固定というのを中心に据えているのだけれども、本当に他にやることはないんだらうかというようなことを改めて議論する。その上で、証券化支援しかないんだということがはっきりとしたなら、アメリカの例えばファニーメイ、フレディーとかは今、新聞で問題になっているように、どちらかというともうかなり早い時期から株式会社化されて、上場もしているわけですから、決して独立行政法人じゃないとやれないわけではないので、そういうふうな方向へ行くという絵も最終的には描くことになるのかもしれないし、あるいはそこにもう少し民間ではやれない役割があるはずだという議論になってくれば、そこまで行かずに、現在の枠組みの中でそれを併せてやってもらうというようなことも考えると、あるいは証券化支援というのは非常に民間的な仕事なので、その部分は独立行政法人が100%の子

会社を持って、そこが運営をして、少し違ったガバナンスでやっていくとか、そういうことについてはまだまだ議論は尽くされていないという印象を私は受けております。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 どうぞ、はい。

【事務局】 ちょっと補足すると、一番初めに当方が出した資料は、昨年の後半からずっとあった独立行政法人の整理合理化に関連して、国交省、私どもの主張をそのまま反映したような資料が多かったんです。簡単に言うと、独立行政法人しかあり得ないと。

これはかなり厳しいご批判をいただいて、その間において、私たちは、今、〇〇委員がおっしゃったように、片方であり具体的な理由なく、組織のガバナンスという観点から、株式会社化でいいんじゃないかという議論もありましたけど、今回の論点整理は、私の理解では、住宅政策において住宅金融はどのような役割を占めているのかと。2番目は、住宅金融に公的関与をするとしたら、どういった理屈ですべきなのかと。3点目に、公的関与するといってもいろんな方法があるわけですから、何らかの機関をつくって、その機関を通じて公的関与すべきなのかどうかと。最後に、その機関はどのような組織であるべきかと、こういう議論を最終的にはしたと思っています。

したがって、結論が出たわけじゃなくて、そういう住宅政策上の位置づけ、公的関与理由、手法、そしてもし機関を作ってやるのであれば、その機関のあり方と、こういう極めてニュートラルな、第一線で勝負している〇〇委員から見ると、何で今ごろこんなかったるい議論をしているんだろうという印象を持つこともむべなるかなとは思いましたが、私どもは昨年末の独立行政法人整理合理化計画の中では、そういった議論もした上で、もう一回2年間かけて組織形態について議論してくださいという閣議決定を受けていますので、1つの経過地点としては、そういう論点整理も決して意味がない論点整理ではなかったと思っています。

ですので、後は今の現場の実態を踏まえて、こういった論点整理をどう落とし込んでいくのかということに尽きるのかなと。ただ、今言ったファニーメイ、フレディーマックが株式会社化したという話もございますが、ファニーメイは、政府機関から株式会社になるのに32年かかっています。フレディーマックは、ファニーメイから分離して、株式会社化するのに18年かかっていると。それはそれなりに、私どもが調べた限りにおいては、相当慎重なマーケットのやりとりをしながら、問題がないような周到な準備をしてやったんじゃないかなと思っています。

【委員】 ありがとうございます。

他にございますか。

株式会社化という言葉でだまされちゃうんですけども、例えば日本政策金融公庫だって株式会社になるわけですよ。商工中金だってなるわけですが、商工中金だって株を持っているのはメンバーシップしか持っていないとか、いろんな実はやり方があるので、組織形態については、もう少し幅広な議論を、これにもちょっと書いてありますけども、していく必要はあるんだろうなとは思っておりますけれども、我々はどういうスタンスでこれを見守ればいかちょっとわからないんですが、折々お話を伺って、意見を申し上げられるのであれば、させていただきたいという気はします。

【事務局】 議事が終わった後にこれで時間をとれば、ぜひいろんなご意見を賜りながら、いろんな場で議論は進むと思います。与党でも、例えば自民党でいえば住宅土地調査会でこういった議論を並行してやっていますので、こういった分科会の場でも、また個別にもご指摘があればぜひ聞かせていただいて、全体の作業に反映していきたいと思っています。

【委員】 今、伺っていて、他の独法の場合もそうで、常にそういう感触を持つんですけども、要するにいろんな政策や施策を一定の分野の現場に向けて行っている独法がせっかくあるのに、その情報をフィードバックして、本来どうあるべきかというのを検討していただくために、とてもいい、いいと言ったら語弊がありますね。現場に即して、本当の問題はどこかとか、本来どうやったらいいのかという情報を一番持っているのが現場なんですね。だけれども、それがうまく、動脈、静脈でいうと、静脈として戻ってきて、それで中期目標なりそれ以外の政策にどう反映していただけるかということが、まさに問題の核心だと思うんですが、評価委員は独法しか見ないので、どれだけやってくださったかというのを評価するだけで、本来はその情報がどうフィードバックしていて、もしそこにボトルネックがあって、それが現場の問題として出ているのならば、それをどう解決してくださっているか、むしろ大元のところがどうその情報についてアクションして下さっているか、いないか、そこが本来見るべきところかなというのを常々感じながらいるものですから、その辺が本当の課題なんでしょうね。

だから先ほど〇〇委員が、本来ここであんまり四の五の言う場面じゃないかもしれませんがというのと同じ感想をいつも持つんですけども、その今申し上げたような場面は、今どの程度進みつつあるんでしょうか。例えばこの独法に関してだけでいうと、その流

通ですか、フィードバックする側がどの程度ちゃんとできているんだろうかということをお伺いできればと思うんですけども。そうしないと、決められたことを決められたとおりにやっているかどうかチェックすればいいんだと言うのであれば、こんな面倒なスキームでやる必要はないんじゃないかなと思うものですから、そのところ、もし情報があれば、お聞かせ願いたいと思うんですけども。

【事務局】 今おっしゃった意味は、実際の住宅金融支援機構の業務が様々な課題に対してどう展開しているのかということだとすると、また別途、機会をつくらせていただいて詳しくご説明したいと思います。

まず1点は、この住宅金融支援機構の分科会に限らないんですけど、独立行政法人の、先ほど〇〇委員が言った業績勘案率が皆同じでございまして、これは率直に言って、総務省が独立行政法人に関する通則的な仕組みをつくられて、独立行政法人というのは大臣が与えた5年間の中期計画をいかに達成するかによって評価するんだという建前でいえば、確かにおっしゃるような印象を持つのも全くむべなるかなと。ごく最近、都市再生機構の分科会がございましたが、全く同じような感触をみんなお持ちになると。

それを解消するためには、法律制度が変わらないとすると、今、先生がおっしゃったように、実際のところで動いていることがどういったことが動いていて、それを横でにらんだときに、この中期計画に対してどの程度、この独立行政法人が仕事をしているのかということをお互いあわせて、中期計画で見て、それに対する達成率で評価するんじゃなくて、片方でそういった実態も見ながら議論してもらおうと、もっと血の通ったようなものになるのかなという印象を持ちます。

したがって、建前を言うと、中期計画の達成状況の評価するしかないんですけど、その前提として、今実際に動いていることはどうなっているのかというようなことであれば、次回の前にきちんとそういったことをご報告して、知っていただいてこの場に臨んでいただくということになるのかなと思っていますが。

【委員】 そうですね。そうでなければ、それこそやっていることの意味がわからないということですね。だからもう一度確認のため言いますが、独法そのものをチェックすることは、一方でしなきゃいけないことですが、そこでとらえた問題を根本的な解決に向けて取り組むというよりは、「あんまり逆らわない方がいいか」ということで、そこまで行っていないということもあるかもしれません。「言われたことをしておけばいいや」と。何か言えば唇寒しになっちゃうかなというようなことでね。本来せつかくある情報がどこ

でなくなっちゃうのか、あるいはゆがんでしまうのか、あるいは届かないのか、本当は霞ヶ関はそこを一番ちゃんと情報が届くようにむしろ配慮する必要があるわけでしょうから、そこのところですよ。独法そのものを点検する視点だけでなく、そちらの方にちゃんと情報が向いているかということ、それをどう受けとめているのか。受けとめられないとしたら、あるいは届かないとしたら、なぜなのかということですよ。

ちょっとしつこくでごめんなさい。

【事務局】 私もちょうとくどくで申し訳ないのですが、建前を言うと、大臣が与えた中期計画に対する達成状況で評価していただくと。ただ、そういったことをちゃんとやるためにも、今、先生がおっしゃったように、実際起きていることはどうとらえるのかということについて十分、各委員に知っていただいた上で議論してもらった方がいいに決まっているので、そこは、今まで事務方がこの分科会を開く前に十分なお説明するような時間をとっていなかったと思いますので、それはもう改善したいと。

当然のことながら、最近はそのような、住宅金融支援機構に限らず、情報を隠すみたいなことは全くありませんので、住宅金融支援機構としてやっている業務についての今の現実については一度詳しくご説明させていただいて、次回のこの分科会が、制度はこういう制度がある以上、隔靴搔痒というような感はぬぐえないかもしれませんが、もうちょっと実のあるようなものになるように努力はしてみたいと思っております。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 1点いいですか。前のあり方検討会で、やっぱり一番焦点になったのは、先ほど局長のお話がありましたが、やはり独法にガバナンスというのがきちんと成立するのかなという議論だったような気はするんですね。それで、そのときの皆さんのご主張というのは、独法もやり方によっては株式会社と全く同じようにできるんですよというご主張だったはずなんですね。

それで、率直に申し上げて、私自身は株式会社の中で役員も何回かやりましたし、いろいろ株主にもいじめられたし、自分が生きてきた経験でいうと、それはそうは言っても株式会社のガバナンスと独法のガバナンスは恐ろしく違うので、もし2年とか3年たって、やっぱりこういう会が持たれていて、それで「総務省が枠組みを決めたのでどうしようもないんですよ、我々も隔靴搔痒だ」ということになるんだとすると困る。あり方検討会でおっしゃっていたように、独法も運用によってはきちっとしたガバナンス、きちっとしたという意味は、その目的に沿って合理的に運営していけるようなガバナンスの構築が組

織、組織ごとに持てるんだということになるのかどうかについて、少し疑いを持ちたくなる。このため、この2年についても運用の中で、できるだけ可能な範囲で少し実験をやってみる必要があるのではないか。退職金の査定基準を決めている委員会というのは決して軽い委員会ではないと思います。ある意味で人事を見ている委員会なのですから、ここである程度考えていくのか。あるいはここはそういう場じゃないんだったら、どの場でそういう練習をやっていくのかみたいなことは少し明らかになさっておいた方が、また似たような議論が出ないためには大切かもしれないと思います。

【委員】 他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】 住宅金融のあり方に係る検討会について、質問なんですけれども、検討会では、要に国が持ち家政策を推進するという事自体の是非というか、今後どうするかということの議論はなされているのか、なされていないのかというのが伺いたい。ここをどう考えるかによって、今後、どうするかというのはかなり変わってくると思うので、そこまで踏み込んだ議論をなされているかどうかというのが1点。あともう1点は、いわゆる今の住宅金融支援機構を株式会社にするかどうかというような組織のあり方ですけれども、私は、株式会社というのは、作りようによっては最もガバナンスが効かない組織として作れると最近思うようになったので、株式会社にすれば必ずガバナンスが効くなどというのは、私は幻想でしかないと思います。同じ株式会社であっても、例えば上場にするかとかどういう株式会社にするかによってかなりガバナンスの効き方というのが変わってくるので、株式会社化という一括りで独法の今後を議論するというのはやり方としては非常に乱暴ではないかと思います。

独法を全部、株式会社化して、国だけが株主である状態を何十年も続けるというのは、ある意味でもっともガバナンスを利かなくして、その経営の中身を一番わからなくするやり方じゃないかと思います。

【事務局】 今の点について言うと、持ち家・賃貸の話は、意識はしましたけど、議論はあんまりしなかったです。

ただ、本編を見ていただくと、本編のIの1の住宅政策と住宅金融についてという一番下のポツ3つ目でございますけど、そこにありますように、「良質な賃貸住宅の供給促進とともに、国民が自らのライフプラン等に応じて多様な選択肢の中から適切な住宅ローンを利用できる」と、こういう言い方をしました。そういった意識はしたと。ただ、この場合は

そういったことを主に議論する場所ではないので、賃貸か持ち家かという議論はあんまりしなかったです。

国交省の立場はどういうことかということ、国交省は、基本的には持ち借ニュートラル、持ち家にも偏らないし、賃貸にも偏らないし、個人の選択で、持ち家だろうが賃貸だろうがふさわしい居住環境を個人の能力に応じて得られるような環境をつくっていきたいというスタンスでいます。これが1番目。

2番目は、今ご指摘の、単純に株式会社と比較できないというお話は全くおっしゃるとおりでございまして、5ページをごらんください。そういった議論がございまして、5ページに、とりあえず独立行政法人と一般の株式会社について比較した表をつけさせていただいた上で、その表の下でございまして、特殊会社についても、今、先生ご指摘のように、株式会社日本政策金融公庫などのように政府による株式の全額保有が法定されるようなものと、あるいは日本たばこ産業のように民間資本を大幅に導入して付加価値を最大化させることを求められるものとさまざまな制度設計があって、一概に議論はできないと、こういった整理をした上で、今後この論点整理をベースにしてさらに詰めていこうと、こういった議論をしましたので、その部分については、あり方検討会でも株式会社がすべてガバナンスがオーケーだなんていう議論ではなくて、こういうかなりニュートラルな整理をさせてもらったといったこととさせていただきます。

【委員】 ありがとうございます。

おっしゃったように、国が持ち家政策を進めているというのは、国がそういうふうに行ったことはほとんどないと、多分ないんじゃないかと思えますけども、住宅金融支援機構について言えば、それを促進する機関であるということは確かだということは言えると思います。

先ほど言いましたように、折々何か発言させていただく機会があれば教えていただいて、何とかも文殊の知恵でございますので、いろんなご意見をいただければありがたいと思っております。

私も、個人的なことを言うと、とある独法で評価される立場にいるものですから、こういう議論はよくわかるんですけども、意外と評価する側はこう思いますが、評価される側はものすごく重いことに思っておりますので、〇〇委員が言われたように、確かに重要なことだということは確かでございますので、心してこれからもやっていかなければと思っております。

他にございますか。

それじゃ、今日は少し早いですが、これで終わらしましょう。

どうも今日はありがとうございました。

【瀬口民間事業支援調整室長】 ありがとうございました。

以上をもちまして、第6回国土交通省独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —